

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて

令和 3 年 3 月 24 日財関第 244 号

改正 令和 3 年 6 月 23 日財関第 481 号

標記のことについて、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和 3 年政令第 65 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

1 原産地を証明した書類等の取扱い

令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する炭酸二カリウム（以下「炭酸二カリウム」という。）の輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条に規定する輸入申告、同法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10 の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

(1) 原産地を証明した書類の提出

イ 「原産地を証明した書類」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 1 号に定める原産地証明書（課税価格の総額が 20 万円以下の貨物を除かないものとし、令第 1 条第 1 項に規定する特定貨物（以下「特定貨物」という。）に係るものを除く。以下同じ。）とする。

輸入申告等を受理する際には、通常の審査のほか、これらの原産地証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、関税法基本通達 68—3—8 及び 68—3—9 の規定を準用する。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

ロ 令第 3 条第 2 項において準用する関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 2—7 の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式 1）2 通（原本、通知用）を提出することにより行い、提出を猶予するときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（通

知用)に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(2) 原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記(1)に規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等のやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合で、関税法基本通達 68—3—6 の(3)に規定する仕入書その他の書類（以下「仕入書等」という。）により原産地が明らかな場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合における炭酸二カリウムに係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達 68—3—7 のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

2 暫定不当廉売関税が課される炭酸二カリウムの納税申告の方法

特定貨物の納税申告については、次のように行うものとする。なお、当該特定貨物については、関税法基本通達 67—4—17 に規定する取扱いによることはできないことに留意する。

(1) 一般税率による関税（令第 4 条に規定する法別表の税率による関税をいう。以下「一般関税」という。）に係る申告事項は関税に関する欄に、不当廉売関税に関する申告事項は内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は内国消費税等に関する欄の下欄に、それぞれ記載する。

(2) 一般税率に関する「税率」欄には、関税定率法の別表の税率（関税法第 3 条ただし書の規定により条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合は、当該特別の規定による税率）を記載し、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載する。

(3) 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

① 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

」の欄中

「

地	
---	--

」の次に

「

AD	
----	--

」と記載させる。

なお、「AD」は、不当廉売関税を表すものとする。

② 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載する。

③ 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載する。

- ④ 「内国消費税課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載する。
 - ⑤ 「種別等・税率」欄には、適用する不当廉売関税の税率を記載する。
 - ⑥ 「内国消費税等税額」欄には、不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載する。
 - ⑦ 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を記載する。また、2 欄目の右欄に「AD 税」と記載し、左欄に不当廉売関税の額（合計額の 100 円未満は切り捨て）を記載する。
- (4) 納付すべき一般関税及び不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。
- ① 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正のうえ、一般関税に係る延長する税額を記載する。また、「税」欄に「AD 税」と記載し、不当廉売関税に係る延長する税額を記載する。
 - ② 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。
- (5) 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を利用して輸入申告をする場合には、上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

3 免税等

一般関税について条約又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により関税が軽減又は免除される貨物である場合においては、不当廉売関税についても同様に軽減又は免税されることとなるので留意する。

4 不当廉売関税が課される申告の端数計算

不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次のとおりとなるので留意する。

(例) 特定貨物の例

① 一般関税	(C I F 価格)	(税率 (特惠税率))
	3,285,932 円	3.9%
	↓	↓
	3,285,000 円×0.039=	128,115 円
	(端数処理後)	↓
		128,100 円 (端数処理後)
		(納付税額)
② 不当廉売関税	(C I F 価格)	(税率)
	3,285,932 円	30.8%
	↓	
	3,285,000 円×0.308=	1,011,780 円 (端数処理前)
		↓
		1,011,700 円 (端数処理後)
		(納付税額)
③ 消費税	(内国消費税等課税標準額)	(税率)
	3,285,932+128,100+1,011,700=4,425,732 円	7.8%
		4,425,000 円×0.078= 345,150 円 (端数処理前)
		(端数処理後) ↓
		345,100 円 (端数処理後)
		(納付税額)
④ 地方消費税		(税率)
	345,100 円	22/78
	345,100 円×22÷78=	97,335 円 (端数処理前)
		(円位未満切り捨て)
		↓
		97,300 円 (端数処理後)
		(納付税額)

5 納付手続等

不当廉売関税の納付手続等については、次による。

- (1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成して、納付する。

なお、納付書の各片には、その余白部分に「AD」と朱書きし、不当廉売関税の納付であることを明確にする。

- (2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と不当廉売関税を別々に行うこととする。

6 還付の請求の取扱い

令第5条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「炭酸二カリウムに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式2。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第1項(2)（国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定））に規定する書類を送付する必要がある場合（同条第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。

- (2) 還付請求があった場合には、還付請求書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。

イ 令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国の需要者に販売した炭酸二カリウムの販売価格に関する証拠

ロ 令第5条に規定する計算期間において、令第1条第1項第2号に規定する国から本邦に向けて輸出された炭酸二カリウムに係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠

- (3) 還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。

イ 受理担当官は、当該請求書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。

ロ 統括審査官は、受理した請求書を（支署、出張所にあつては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。

ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該請求書及び上記(2)に規定する添付書類1通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。

(別紙様式 1)

炭酸二カリウムに対して課する
不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 3 条第 1 項に規定する原産地を証明した書類について、同条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の規定により、その提出の猶予を下記のとおり申請します。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品 名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

(規格 A 4)

(別紙様式2)

炭酸二カリウムに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者
住 所
氏名又は名称

(担当者名)
(電話番号)

炭酸二カリウムに対して課された不当廉売関税について、関税定率法第8条第32項の規定により、
還付を下記のとおり申請します。

記

還付申請の計算期間		自・令和 年 月 日							至・令和 年 月 日	
生産者の氏名又は名称 生産者の住所										
還付を受けようとする 不当廉売関税の合計額		円								
還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎										
輸入許可 年月日	申告番号	課税価格 イ	不当廉売 関税率 ロ	不当廉売 関税納付 額 ハ＝イ× ロ	当該年の 不当廉売 差額 ニ	輸入数量 ホ	不当廉売 差額相当 額 ヘ＝ニ× ホ	還付請求 額 (要還付 額) ト＝ハ－ ヘ		
		円	%	円	円／Kg	Kg	円	円		
合計										

- (注) 1. 本申請は、生産者毎に記載して下さい。
2. 「還付申請の計算期間」の欄には、還付請求を行おうとする還付の計算期間（毎年6月1日から翌年5月31日までの期間）における最初の輸入（納税）申告の許可年月日及び最終の輸入（納税）申告の許可年月日を記載して下さい。
3. 「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の輸入（納税）申告毎の「還付請求額」の欄には、金額がプラスの場合のみその金額を記載して下さい。
- なお、「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の部分に記載しきれない場合は、別紙に各事項を記載し、本請求書に添付することで各事項の記載に代えて差し支えありません。
4. 「要還付額」があることの十分な証拠を添付して下さい。
5. 本申請書は、2通（又は3通）提出して下さい。

(規格A4)